

医療措置協定に関するFAQ（訪問看護事業所）

令和8年4月1日時点

No	項目	質問内容	回答
1	協定の締結	平時から訪問看護を利用している利用者へのみ対応する場合でも医療措置協定の締結は可能か？	可能です。
2	協定の締結	医療機関が訪問看護ステーションを併設している場合で協定を締結したい場合は？	医療機関とは別で協定を締結する必要があるため、訪問看護事業所分は訪問看護事業所用の申請フォームから入力願います。
3	个人防护具の備蓄	个人防护具の備蓄は必須なのか？	現在は訪問看護事業所の協定内容に个人防护具の備蓄は含まれていませんが、国は病院・診療所と同様に各物資2か月分以上の使用量の備蓄を推奨しておりますので、各機関への依頼について検討中です。
4	G-MIS	G-MISの登録について？	年1回の平時報告の準備時期（9月～10月頃）に県から国へ提出した協定締結医療機関の一覧に基づき、G-MIS事務局においてG-MISのIDを付与し、医療措置協定に係る内容をG-MISへ反映します。 各訪問看護事業所にG-MIS事務局からログインIDや初回パスワード等の情報がメールにて送付されるので、案内に沿って登録をお願いします。 ※「@gmis.mhlw.go.jp」のドメインからのメール受信ができるよう、各訪問看護事業所において設定をしてください。